川崎市ひきこもり地域支援センター
運営業務委託
募　集　要　項
(公募型プロポーザル)

令和７年１０月

川　崎　市

健康福祉局総合リハビリテーション推進センター

1　件名

川崎市ひきこもり地域支援センター運営業務委託

2　履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

3　履行場所

川崎市ひきこもり地域支援センター

川崎市川崎区日進町５番地１　川崎市複合福祉センターふくふく３階

4　業務内容

本業務は厚生労働省が定める「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」にある「ひきこもり支援推進事業」に基づき、本市が設置する「川崎市ひきこもり地域支援センター」を運営し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じた必要な支援を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関等とのネットワーク構築等の推進を通して、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とし、実施するもの。具体的な業務は、別紙仕様書のとおりとする。

5　プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、本事業の趣旨を十分に理解し、確実かつ安定して事業を実施する能力を有し、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和７・８年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応すると定めた業種（９９その他業務）・種目（０５福祉又は９９その他）に登録されていること。なお、名簿登録される予定である場合も応募は可能とするが、令和７年１２月１７日の選定委員会時点において、名簿に登録されていない場合は、参加資格を喪失する。

(5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成２４年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有さない者であること。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反しない者であること。

(8) 法人又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

(9) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績があること。

6　業務委託金額上限額

総額307,550,609円（うち消費税額及び地方消費税額27,959,146円を含む）

（内訳）

	業務委託金額上限額	うち、消費税及び地方消費税額
令和８年度	63,519,945円	5,774,540円
令和９年度	61,007,666円	5,546,151円
令和１０年度	61,007,666円	5,546,151円
令和１１年度	61,007,666円	5,546,151円
令和１２年度	61,007,666円	5,546,151円
合計	**307,550,609円**	**27,959,146円**

7　スケジュール

内容	日程
参加意向申出書受付	令和７年１０月２７日（月）から 令和７年１１月　６日（木）まで
参加資格確認結果通知	令和７年１１月　７日（金）
質問書受付	令和７年１１月　７日（金）から 令和７年１１月１２日（水）まで
質問書に対する回答	令和７年１１月１９日（水）
企画提案書受付	令和７年１１月　７日（金）から 令和７年１２月　３日（水）まで
選定委員会（プレゼンテーション）	令和７年１２月１７日（水）
選定結果通知	令和７年１２月下旬
契約・業務開始	令和８年　４月　１日（水）

8　提出書類

(1)　提出書類の一覧

提出時期	№	提出書類	部数
参加意向申出書提出時	①	参加意向申出書（様式１）	１部
	②	実績表兼資格要件確認書（様式２）	１部
	③	本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績を証する書類（契約書の写し、補助事業の交付決定通知等）	１部
	④	コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式３）	１部
	⑤	誓約書（様式４）	１部
質問書提出時	⑥	質問書（様式５）	１部

提出時期	№.	提出書類	部数
提案書提出時	⑦	企画提案書（様式６）	１２部（正本１部、副本１１部）
	⑧	見積書（様式任意）	１部
	⑨	法人概要（パンフレット等）	１２部
	⑩	法人の事業内容を示すもの（定款等）	１２部
	⑪	直近の決算書	１部

(2) 参加意向申出書等の受付及び参加資格確認結果通知の通知

ア　参加意向申出書等の受付期間

令和７年１０月２７日（月）から令和７年１１月６日（木）まで

イ　参加意向申出書等の提出方法及び提出書類

提出方法は、直接持参、郵送、又はインターネットフォームのいずれかとする。直接持参及び郵送による提出の場合は、次の場所を提出先とする。

また、提出書類については、「８(1) 提出書類の一覧」のうち、「参加意向申出書提出時」に掲げる全てのものとする。

提出先：〒２１０－００２４

川崎市川崎区日進町５番地１　川崎市複合福祉センターふくふく　２階

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

電話　０４４－２００－３１９７

(ｱ) 直接持参による提出

土曜日及び日曜日、祝日を除く平日の午前９時から正午又は午後１時から午後５時までの間とする。

(ｲ) 郵送による提出

簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

(ｳ) インターネットフォームによる提出

次のURLにアクセスし、電子媒体（Word又はPDF）で提出すること。

URL：https://logoform.jp/form/FUQz/1283151

ウ　参加資格確認結果通知の通知

提出書類により資格要件に関する審査を行い、令和７年１１月７日（金）に審査結果に係る通知書を電子メールで送付し、原本は後日郵送する。

(3) 質問書の受付及び回答

ア　質問書の受付期間

令和７年１１月７日（金）から令和７年１１月１２日（水）まで

イ　質問書の提出方法及び提出書類

提出方法は、直接持参、郵送、又はインターネットフォームのいずれかとする。直接持参及び郵送による提出の場合は、次の場所を提出先とする。

また、提出書類については、「８(1) 提出書類の一覧」のうち、「質問書提出時」に掲げるものとする。

提出先：〒２１０－００２４

川崎市川崎区日進町５番地１　川崎市複合福祉センターふくふく　２階

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

電話　０４４－２００－３１９７

(ｱ) 直接持参による提出

土曜日及び日曜日、祝日を除く平日の午前９時から正午又は午後１時から午後５時までの間とする。

(ｲ) 郵送による提出

簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

(ｳ) インターネットフォームによる提出

次のURLにアクセスし、電子媒体（Word又はPDF）で提出すること。

URL：https://logoform.jp/form/FUQz/1283131

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、質問及びその回答を一覧にし、原則として参加資格を有する全ての法人に対して、令和７年１１月１９日（水）に電子メールで送付する。

(4) 企画提案書等の作成

ア　企画提案書の作成

(ｱ) 表紙をつけ、表題及び法人名、提出年月日を記載すること。

(ｲ) 原則Ａ４サイズ、左綴じで製本すること。ただし、見易さ等に配慮してＡ３版（綴じる際はＡ４版の大きさに折り込む。）の使用を可能とする。

(ｳ) 文章を補完するための最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(ｴ) 文字は注記等を除き、原則として１０ポイント程度以上の大きさとする。

(ｵ) ページ数は概ね２０ページ以内とする。

(ｶ) 本文の各ページにページ番号を付記すること。

(ｷ) 正本の表紙に実印（代表者印）を押印すること。

(ｸ) 提案内容については、仕様書の内容を踏まえたものとし、次の項目に対する考え方や具体的な対応・取組等について記載すること。なお、記載する順番は問わないが、記載した内容は、全て実現を約束したものとみなす。

業務に関する提案	①	相談支援に関すること	多様な背景を有する対象者からの相談への対応方法や体制等の他、適切な助言・情報提供を行うための取組や工夫について記載すること。また、多関係機関等との連携支援等を行う際の関係構築や支援の方法についても記載すること。なお、いずれの記載にあたっても初期相談から継続相談までのプロセスを明確にすること。

業務に関する提案	②	当事者向け居場所づくり等に関すること	当事者を対象として実施するプログラムや居場所づくり等の内容及びその効果等について記載すること。
	③	家族向け学習会等の実施に関すること	家族等を対象として実施するプログラムや学習会、交流会等の内容及びその効果等について記載すること。
	④	連絡協議会・ネットワークづくりに関すること	本市におけるひきこもり支援の中核機関として、関係機関等との連携体制の構築の進め方や、「川崎市ひきこもり支援ネットワーク会議」の運営ににどのように携わるか記載すること。
	⑤	普及啓発に関すること	ひきこもりに関する普及啓発について、仕様書に定める業務をどのように行うか具体的に記載すること。
	⑥	地域の関係機関の人材育成に関すること	ひきこもり支援を行う関係機関の職員等を対象とした人材育成について、研修等の実施に向けたを具体的な取組内容について記載すること。
	⑦	地域の関係機関等への後方支援に関すること	ひきこもり支援を行う関係機関等対する助言・指導等を通した技術支援（支援者支援等）の実施向けた具体的な取組内容に記載すること。
	⑧	本業務に関連した取組等に関すること	本業務の目的達成及び業務の推進に関連し、独自の取組等があれば、具体的に記載すること。
その他の提案	⑨	運営方針	ひきこもり支援に関する知見、実績、強み等を記載し、当該委託業務にどのように活かしていくか具体的に記載すること。
	⑩	職員の確保・人材育成に関すること	本業務に従事する想定する職員体制（職種・人数・役割）、職員の確保の見通し、欠員や業務量の変動が生じた場合の対応、職員の支援技術向上等の人材育成に関する取組等について具体的に記載すること。

その他の提案	⑪	緊急時の安全管理体制に関すること	災害等による運用停止、一部制限等が発生した際の緊急連絡体制や、市側との連携体制、緊急時の要員配置・運用体制、業務継続計画等についての考えを具体的に記載すること。
	⑫	コンプライアンスに関すること	守秘義務や個人情報の取扱い、その他のコンプライアンスに関わる事項について、具体的に記載すること。
	⑬	収支計画に関すること	本業務の実施に係る経費について、積算内訳も含めて記載すること。

イ　見積書の作成

(ｱ) 当業務委託の５年間の総額と各年度の見積書を作成し、実印（代表者印）を押印すること。

(ｲ) ６　業務委託金額上限額の範囲内で見積りを行うこと。

(5) 企画提案書等の受付

ア　企画提案書等の受付期間

令和７年１１月７日（金）から令和７年１２月３日（水）まで

イ　企画提案書等の提出方法及び提出書類

提出方法は、直接持参又は郵送とし、次の場所を提出先とする。

また、提出書類については、「８(1) 提出書類の一覧」のうち、「提案書提出時」に掲げるものとする。

提出先：〒２１０－００２４
川崎市川崎区日進町５番地１　川崎市複合福祉センターふくふく　２階
川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
電話　０４４－２００－３１９７

(ｱ) 直接持参による提出

土曜日及び日曜日、祝日を除く平日の午前９時から正午又は午後１時から午後５時までの間とする。

(ｲ) 郵送による提出

簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送すること。また、締切日必着とする。

ウ　留意事項

企画提案書等の差替え及び追加、再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備等があり、本市から追記や補足資料等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

９　選定審査委員会及び選定方法

(1) 選定審査委員会の日程及び場所

ア　日程

令和７年１２月１７日（水）

※　詳細については、参加資格確認結果通知書にて通知する。

※　日程については、変更となる場合がある。その場合は、参加資格を有する法人に対して連絡する。

イ　場所

川崎市役所本庁舎　３階　３０１会議室

（川崎市川崎区宮本町１番地）

※　会場については、変更となる場合がある。その場合は、参加資格を有する法人に対して連絡する。

(2) 選定審査委員会でのプレゼンテーション

ア　提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを１５分以内で実施すること。その後、質疑応答を３０分程度行う。

イ　プレゼンテーションは原則として、本業務担当責任者を中心とし、従事予定者が行うこととする。なお、出席者は概ね３名程度とする。

ウ　提出した企画提案書等をモニターに映写し、プレゼンテーションを実施することを可とする。モニターへの映写を希望する場合は、企画提案者がデータを保存したパソコンを持参すること。なお、モニター（HDMI ケーブル１本含む）は本市が用意する。

エ　提出した企画提案書等に、資料等の追加や変更を行うことは認めない。

(3) 評価基準・選定方法

別紙「評価基準」のとおり、選定審査委員会の委員が採点を行う。選定審査委員会では、「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が最も高く、かつ総合評価点数が満点の６０％を超えた者を本業務の受託事業者として選定する。

(4) 選定結果の通知

令和７年１２月下旬に企画提案者宛てに郵送で通知する。

10　契約の締結等

(1) 選定後の協議及び契約の締結

選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、業務委託に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

(2) 契約保証金

ア　川崎市契約規則第３３条各号に該当する場合は免除とする。

イ　ア以外の場合は、契約金額の１０％を納入すること。

(3) 前払金の有無

無しとする。

(4) 契約書作成の要否

　要する。

(5) 契約条項の閲覧

　川崎市契約規則は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において閲覧することができる。

　URL：https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

11　辞退

　契約締結までの期間においては、企画提案等を辞退することができることとする。辞退する場合は、「辞退届」（様式７）を作成し、書面により申し出ることとする。

　なお、選定後、契約締結前に辞退があった場合は、第２順位以降（選定基準において一定以上の得点を獲得している場合に限る。）で高順位の者を繰り上げて選定することとする。

12　失格事由

　次の事由に該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合

(2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

(3) 参加資格確認結果通知書の送付後に、「５　プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合

(4) その他、本募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

13　その他

(1) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加する者の負担とする。

(2) 提出書類は、返却しない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルに係ること以外に無断で使用することはない。

(4) 提出書類は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき公開することがある。

(5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨（円）とする。

(6) 本契約の効果発生は、川崎市議会定例会における、本契約に係る予算の議決（令和８年３月頃）を要する。

(7) その他、本要項に定めのない事項については、川崎市と協議するものとする。